

薬局・店舗販売業の業務を行う体制のチェック表（1 / 2）

（店舗情報）

薬局・店舗の名称		
薬局・店舗の開店日・開店時間		
週当たりの薬局・店舗の開店時間	時間／週（*1）	
要指導医薬品を販売・授与する開店時間 （常時、医薬品の販売・授与に従事する薬剤師が必要）	有・無	時～時 （合計 時間／週）（*2）
第1類医薬品を販売・授与する開店時間 （常時、医薬品の販売・授与に従事する薬剤師が必要）	有・無	時～時 （合計 時間／週）（*3）
要指導医薬品又は一般用医薬品を販売・授与する開店時間 （常時、医薬品の販売・授与に従事する薬剤師又は登録販売者が必要）	時～時 （合計 時間／週）（*4）	
要指導医薬品又は第1類医薬品を販売・授与する開店時間 （常時、医薬品の販売・授与に従事する薬剤師が必要）	時～時 （合計 時間／週）（*5）	
要指導医薬品又は一般用医薬品の情報提供を行う場所数	（*6）	
要指導医薬品又は第1類医薬品の情報提供を行う場所数	（*7）	
一日平均取扱処方箋数（薬局のみ）	枚	

【次の条件が満たすことが必要】

☆体制省令第1条第1項第2号に規定される薬剤師数が必要【薬局のみ】

☆第2、3類医薬品を販売する時間内は、常時、医薬品の販売・授与に従事する薬剤師又は登録販者（研修中の登録販売者※を除く）が必要

※規則第15条第2項に該当する者を、チェック表では研修中の登録販売者と表現しています。

☆要指導医薬品又は第1類医薬品を販売する時間内は、常時、医薬品の販売・授与に従事する薬剤師が必要

必要な条件	要件内容
【薬局のみ】（*8）≥（*1）	調剤に必要な薬剤師（薬局の営業時間内は常時配置）
【（*6）が1の場合】{（*8）+（*9）} / （*6）≥（*4）	要指導医薬品・一般用医薬品販売に必要な資格者
【（*6）が2以上の場合】{（*8）+（*9）+（*10）} / （*6）≥（*4）	
（*8） / （*7）≥（*5）	要指導医薬品・第1類医薬品販売に必要な薬剤師

薬局・店舗販売業の業務を行う体制のチェック表（2 / 2）

薬局・店舗の名称 _____

（資格者情報）資格者の該当：薬剤師→薬 登録販売者→登 該当するものに○

	資格者の 該当	氏名	登録番号	登録年月日	週当たりの 勤務時間	備考
		住所				
管理者	薬					
	登					
管理者以外	薬					
	登					
	薬					
	登					
	薬					
	登					
	薬					
	登					
	薬					
	登					
	薬					
	登					
薬						
登						
勤務時間合計	薬剤師 合計				(* 8)	
	登録販売者 合計				(* 9)	
	研修中の登録販売者 合計				(* 10)	

※ 薬剤師にあって業務条件がある場合、備考欄に「調剤のみ」「医薬品販売のみ」を記入する。

※ 研修中の登録販売者の場合、備考欄に「研修中」を記入し、週当たりの勤務時間数を（ ）で記載する。

* 9 の合計時間に、研修中の登録販売者の勤務時間は計上しないこと。